

教職大学院で学ぶ現職院生の方へ

現職院生の修学の取り扱いについて

コロナウィルスの感染拡大による現職院生の修学について、次のような方針で取り扱うこととします。

(1) 現職院生の修学の種類

現職院生の修学については、以下の種類があります。

- ①都道府県・政令市等からの派遣によって学ぶ者
- ②大学院修学のための休業制度によって学ぶ者
- ③現職のまま働きながら、夜間や休業日を用いて学ぶ者

(2) 臨時休講期間中の取り扱い

上記(1)の種類により、臨時休講期間中の取り扱いが異なります。

- ・②、③に該当する者は、修学については、教育委員会の定める規則等に従い、また、勤務先の本務と調整を要するものと思われませんが、原則として学卒院生と同様の取り扱いを行います。
- ・①に該当する者については、派遣先の教育委員会によって「勤務」の考え方など取り扱いが異なりますので、教育委員会に確認ください。
- ・①のうち、東京都派遣の場合には、「在学中は、本学大学院を勤務地として勤務する」とされており、通常の場合、原則として自宅研修は認められておらず、また、現任校(所属校)に行く場合は、旅費の支給対象となるため、特段の理由なく頻繁に現任校に行くことは修学上相応しくないとされています。つまり、大学院の授業がない日でも、大学構内(例えば図書館など)で自主研修を行うことが求められてきました。しかしながら、コロナウィルスの感染が拡大する状況においては、公共交通機関などを利用して大学まで来ること自体を避けた方が良く、また、学生が集まる図書館も避けるべきと考えられますので、今回の臨時休講期間に限っては、「自宅における学習も可」とします。